

国土利用計画法に係る土地売買等の届出について

1. 届出の基準面積

市街化区域内 2, 000 m²以上

市街化区域以外の都市計画区域 5, 000 m²以上

都市計画区域以外の区域 10, 000 m²以上

※ 届出は、基準面積以上の一団の土地を取得した場合に必要

※ 一つ一つの土地取引の面積は小さくても、まとめると基準面積以上になる場合にはそれぞれの土地取引について届出が必要

2. 届出の時期

契約（予約を含む。）を締結した日から起算して2週間以内。

3. 届出義務者

土地の権利取得者（譲受人）

4. 届出を要する土地取引

土地に関する所有権、地上権、賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転・設定が、対価の伴う契約により行われた場合に必要。しかし、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体等である場合は、届出を要しない。

5. 添付図書

(1)位置図・・・土地の位置を明らかにした1/50,000以上の地形図

(2)周辺状況図・・・土地及びその付近の状況を明らかにした1/5,000以上の地形図（ゼンリン等）

(3)形状図・・・土地の形状を明らかにした図面（字図等）

(4)契約書の写し又はこれに代わるその他の書類

6. 届出書及び添付図書の部数

(1)届出書・・・2部（うち1部を控えとして押印後、届出者に返却）

(2)添付図書・・・2部（1部は市保管、1部は県へ提出）

7. その他

届出期限が契約締結後2週間以内と規定されているので、利用目的が記載されておらず、その場で届出者による記載ができないとか、契約締結後2週間を経過しているものなど重要な支障がない限り受理する。